

# 「奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例骨子（案）」に対する意見募集の実施について

## 1 趣旨

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼保連携型認定こども園については奈良市、幼保連携型以外（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の認定こども園については奈良県がそれぞれ条例を定め、認可及び認定を行っているところです。

こうした中で、「第 8 次地方分権一括法」が公布（平成 30 年 6 月 27 日）され、その中で、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限が平成 31 年 4 月 1 日をもって都道府県から中核市へ移譲されることとなりました。

このことから、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定に向けて準備を進めておりますが、条例に市民の皆様の意見を反映させるため、今回、「奈良市パブリックコメント手続に関する指針」に基づき、条例骨子案に対しまして、広く市民の皆様からのご意見を募集いたします。

## 2 意見募集案件

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例骨子（案）

幼保連携型以外の認定こども園に関する認定の基準を定めます。

※ 今後国から示される通知等に基づき、上記の骨子（案）の内容を修正する可能性があります。また、条例で定めない細部の事項については、今後国または市が規則等により定めます。

## 3 募集期間

平成 30 年 12 月 11 日（火）～平成 31 年 1 月 4 日（金）【必着】

## 4 意見募集の対象者

- (1) 市内に在住・在勤・在学の方
- (2) 市内に事務所を有する個人、法人その他の団体

## 5 閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 保育所・幼稚園課（市役所中央棟 1 階）
- (3) こども園推進課（市役所中央棟 3 階）
- (4) 総務課（市役所北棟 5 階）
- (5) 各出張所（西部・東部・北部）
- (6) 各行政センター（月ヶ瀬・都祁）

※ (2)～(6)については、土日祝及び年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）を除く、募集期間中の 8 時 30 分から 17 時 15 分までです。

## 6 意見提出方法

- 別添の『「奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例骨子（案）」に対する意見提出用紙』（以下「提出用紙」といいます。）に日本語で記入し、郵送または信書便・FAX・電子メール、持参のいずれかの方法により、保育所・幼稚園課へ提出してください。

提出方法	提出先
郵送または信書便	〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市 子ども未来部 保育所・幼稚園課
FAX	0742-36-7671
電子メール	hoikusho-youchien@city.nara.lg.jp
持参	奈良市役所中央棟1階 保育所・幼稚園課 土、日、祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く8時30分～17時15分

- 提出用紙については、市ホームページからダウンロードできます。
- 提出用紙へは、意見のほか、個人の場合は氏名・住所・電話番号を、法人その他の団体の場合は名称・所在地・電話番号の記載を必須とし、これらの項目が明記されていない場合は受付しません。
- 電話、訪問等による口頭での意見は受付しません。

## 7 意見への対応

- 受付した意見については、要点を項目ごとに整理集約したうえで、それに対する市の考え方を後日市ホームページ上で公表しますが、意見に対する個別の回答は行いません。
- 提出用紙に記載された個人情報、本件以外の他の目的には使用しません。
- 提出された原稿等は返却しません。